

- ◇6月市会から.....(2)
市政一般質問と可決された議案の解説
- ◇市農業委員の選挙.....(3)
- ◇市視聴覚ライブラリーの活動.....(4)
- ◇わたくしたちの郷土史(第1回)
一斎藤秀助著一.....(4)
- ◇連載マンガ(明るい一家).....(4)

昭和二十六年七月二十日発行
第84号
発行所 勝山市報社
〒470-0001 勝山市本町一丁目
電話 221111

勝山市報



予防接種で伝染病を追放しよう

伝染病シーズン?.....

市衛生課では六月八日荒土地区を皮切りに、腸バチフスの予防注射を実施してまいりました。対象は満三才から六十才までの方で、受診率は上々で保はともて癒しそうでした。

伝染病と一口にいってもいろいろの種類がありそれぞれ伝染経路あるいは症状もちがうわけですが、しかし共通した予防法としては、日常健康に注意し、予防接種をうけることです。市衛生課の調べによりますと昨年内に発生した伝染病患者は八十一名で、このうち六十%が赤痢で占めております。

ことしに入ってから、すでに二十九名の患者を出しており、くれぐれも各自が注意して、すこやかな夏をおくりたいものです。

写真は勝山公民館での予防接種.....

勝山病院 移転敷地買収決る

公益質屋は廃業

(六月市会)

六月市会は、さる二十三日から八日間わたつてひらかれました。この市会にはマチのみなさんに一番お金のいる盆と暮に一千万円づつ融資する件や、最近利用者が激減した市公益質屋を廃業する件など十四議案が上程されました。

市会では、日曜を除き毎日、各委員会にわかれ議案をよく審議、さらに全員審議会をひらいて協議し、これを最終日の本会議にかけ、採決した結果、原案どおり全議案を可決。三十日午後八時閉会しました。なお、二十六日には同時ものように市政各般にわたり、一般質問がありましたので、そのあらましを議案解説にそえてお知らせすることにいたしました。

▽市政一般質問△

建設行政

石田議員

一、土地収用の際、その補償料の一部を請負業者に負担させている例があるようだが、これはそれだけ事業がおそろそかになりがちになる懸念があるから、一考を促したい。

二、神明坂の舗装は早急にやるべきだと思うが、おくられている理由をききたい。

三、建設行政になお反省、あるいは改善すべき点があると思うがどう考えているか。

四、補助金の交付は事業が完成次第

第すぐ支払うべきだ。

山内市長

一、研究したい。

二、技術的にも考える必要がありまた地元負担などの関係からのびている。

井筒建設課長補佐

三、ご期待にそうよう精々努力する。

山内市長

四、補助金の性質上おくれるものがあるが、できるだけ早く支払いたい。

大下議員

先年市道になつた長閑の道路の路面補修および高波橋の補修をすみやかにやるべきでないか。

井筒建設課長補佐

そのように努力する。

山岸議員

市街地の大小の道路、川、測溝などを計画的に整備すべきでないか。

井筒建設課長補佐

都市計画を再検討して善処したい。

宇野議員

一、宇治川の近くの小川の改修について度々陳情しているがどうなっているか。

二、火葬場の移転改築はいつ行なうか。

三、市役所前の道路の巾拡張はいつごろか。

山内市長

一、できるだけ早く手を打ちたい

二、勝山総合病院の移転改築工事がすむまでには善処したいと思つていいる。

三、相当多額の金もいることだしいまのところはつきりお答えできない。

教育行政

山口議員

独立中学と併設中学と、行財政の運営上、あるいは教育効果の面から、どのような差異があるか。施設、教師などに格差があるとしたら、どのように調整するか。

▽勝山病院の移転改築問題

このたび勝山総合病院は水害の危険をきけて、新県道近くの高台の村岡町に移転、改築することになりましたので、市はその敷地約一万五千七百五十平方メートル(四七一・二坪)を買収し同病院に無償で提供することに決めました。この予算は約七百六十八万円です。

北陸ではただ一つの社会保険の総合病院としてますます立派になり、みなさんの健康管理によりいっそう貢献して下さる日も間近いでしょう。なお改築工事計画によりますと鉄筋三階建(冷暖房つき)のスマートな病舎

かいせつ

で延べ四七八一平方メートル、工費は約一億二千五百万円に達する予定です。

▽公益質屋は廃業

月三分という安い利子で、みなさんの金融の便をはかつていた公益質屋は、開業してから六年になります。最近利用者が一日にわずか〇・六人に激減しましたので、廃業することに決めました。清算事務は来月十日に終える予定です。

▽消防本部を設置

県下七市のうちで、本市だけ

消防本部を設けてないので、消防活動の充実をめざして新設にふみきつたわけです。

▽追加予算九百三十二万円

おもな用途は、
事務改善各種機械 二九三万円
職員退職手当 二一三万円
本町通水路改良 九三万円
マンホールト一ヶ分 二二万円
精華高校工業教室補助五〇万円
勝中放送施設 二五万円
村岡、北谷中産業教育備品 六〇万円
校舎修繕 四〇万円
橋の修繕 五〇万円

農家の皆さんへ

造林補助のお知らせ

市では、ことしから九九一平方メートル(一反歩)未満の造林をする人に、大規模造林費の四割を補助することになりました。

これは、九九一平方メートル以上の造林は国庫補助の恩典に浴しています。それ未満の小規模造林は数の上ではかなり多いのに全然補助がないので、市が小規模造林を奨励する意味で補助することにしました。

ご希望の方は、市森林組合へ早目にお申し込みください。

田中教育長

高校入試の奨励とか、文部省のテストによると、一般的には落がないが、ある教科については併中がやゝおちるものもないではない。したがって併中には、なるべく多くの教科をもてるいゝ教員を配置するよう努めたい

山内市長

独立中学は、教育効果の面から又、財政的見地からいつても望ましいと思つてゐる。

石田議員

市内の各地区の公民館長で常勤職と非常勤職とがあるが、これは社会教育上不均衡でないか。

田中教育長

公民館長の職責上、人材がすぐ見当たらないので、いまのところいたし方がない。

山内富栄議員

専任の公民館長をおくべきだ。また、各種学級費の運営費が少ないではないか。

田中教育長

ご期待にそうよう努めたい。

山越夫議員

市内にまだかなりの劣等校舎がある。風水害から子どもを守るため、改築も大切だが、その前に当面の処置として適当な避難対策を講ずるなど、もつと広い観点から考えてはどうか。

田中教育長

よく研究のうえ、ご期待にそいたい。

上山財務委員
よく注意し、ご期待にそうよう努めたい。

上出議員

中部中学の建設を具体化する意

石田議員

田中教育長

位置、学区制の問題などで、なかなかむづかしく、いまのところまだ成案はできていない。

山内市長

明年から他市に劣らないくらいに引き上げ、区長さんの労をねぎらいたい。

山口議員

納税令書の記載方法がよくない吏員をよく指導すべきだ。

田中議員

大野市には繊維産業の指導員が常駐し、成果をあげているが、当市も精華高校の工業教室とタ

山内市長

このほど寄附採納願があつた勝中敷地内の防火水槽をプールに兼用する場合に遺憾なきよう取計られたい。

出書

たゞし、推せん届出をする人は候補者の承諾書、推せん人の選挙人名簿登録証明書

2 政党、政治団体から立候補される人は、所属している政

党または団体の証明

書。

なお、くわしいことは

市選管へおたずねくだ

さい。

▽受け付けする場合

第一選挙区は 勝山市役所

第二 “ 村岡出張所

第三 “ 荒土出張所

受け付けは届出期間中毎日午

前八時三十分から午後五時ま

で。

ホなお選挙期後の挨拶行為の制限

運動費用の制限などはありませ

ん。

へこのほか、くわしいことや疑わ

しいことは、市選挙管理委員会

へ遠慮なく問い合してくだい

な。

ハ夜間の街頭演説は午後九時から

翌日の午前六時まではできませ

ん。

ニ運動期間は立候補の届出をした

日から十日までです。事前運動

選挙当日の運動は禁止されてい

ます。

ホなお選挙期後の挨拶行為の制限

運動費用の制限などはありませ

ん。

へこのほか、くわしいことや疑わ

しいことは、市選挙管理委員会

へ遠慮なく問い合してくだい

な。

ハ夜間の街頭演説は午後九時から

翌日の午前六時まではできませ

ん。

ニ運動期間は立候補の届出をした

日から十日までです。事前運動

選挙当日の運動は禁止されてい

ます。

ホなお選挙期後の挨拶行為の制限

運動費用の制限などはありませ

ん。

へこのほか、くわしいことや疑わ

しいことは、市選挙管理委員会

へ遠慮なく問い合してくだい

な。

ハ夜間の街頭演説は午後九時から

翌日の午前六時まではできませ

ん。

ニ運動期間は立候補の届出をした

日から十日までです。事前運動

選挙当日の運動は禁止されてい

市農業委員選挙

立候補
締切り
八月六日午後五時!!

の親族の配偶者であること。

こういう方がいわゆる被選挙権

をもつておられるわけです。

立候補の届出に必要な書類は次

のとおりです。

1 勝山市農業委員会委員選挙

候補者届出書または推せん届

書。

たゞし、推せん届出をする人

は候補者の承諾書、推せん人

の選挙人名簿登録証明書

2 政党、政治団体から立候補

される人は、所属している政

党または団体の証明

書。

なお、くわしいことは

市選管へおたずねくだ

さい。

▽受け付けする場合

第一選挙区は 勝山市役所

第二 “ 村岡出張所

第三 “ 荒土出張所

受け付けは届出期間中毎日午

前八時三十分から午後五時ま

で。

ホなお選挙期後の挨拶行為の制限

運動費用の制限などはありませ

ん。

へこのほか、くわしいことや疑わ

しいことは、市選挙管理委員会

へ遠慮なく問い合してくだい

な。

ハ夜間の街頭演説は午後九時から

翌日の午前六時まではできませ

ん。

ニ運動期間は立候補の届出をした

日から十日までです。事前運動

選挙当日の運動は禁止されてい

ます。

ホなお選挙期後の挨拶行為の制限

運動費用の制限などはありませ

ん。

へこのほか、くわしいことや疑わ

しいことは、市選挙管理委員会

へ遠慮なく問い合してくだい

な。

市教委社会教育課では、市連合PTAをはじめ各種団体のご協力

「八ミリ映画の自主製作へ」

充実する市視聴覚ライブラリー

ライブラリー（よい映画やテレビ、ラジオをみたりきいたりする会）をつくりました。

そして昨年中は、教育映画フィルムを県教委などから長期借り受けして、学校、公民館、会社、部落集会などに巡回上映して、相当な成果をおさめました。

ことしは、市視聴覚ライブラリーで左記のとおり六ミリ教材映画フィルムを購入、常備すると共に、昨年と同じように借り受けフィルムをも加えて、ライブラリーを充実し、いつでもみなさんのご要望におこたえできる体制をと

のえました。

しかし、視聴覚ライブラリーとしては、まだ十分とはいえないので、今後八ミリ映画の自主製作や常備フィルムをもつとふやすことなど、お金のいることばかりなので、勝山市視聴覚ライブラリーの発展のため、みなさんの御理解あるご協力を要望しています。

新規購入フィルム

- | 題名 | 巻数 | 時間(分) | 対象 |
|-----------|-----|-------|------|
| マツト運動 | 二 | 一九 | 学校 |
| あさりの観察 | 二 | 一六 | 学校 |
| オーケストラの楽器 | 一 | 一三 | 学校 |
| 地図と地形 | 二 | 二二 | 学校 |
| 月ロケット | 二 | 二二 | 学校一般 |
| 日本の林業 | 二 | 二二 | 学校一般 |
| ふるさとの便り | 三 | 三五 | 一般 |
| PTAのお母さん | 二・五 | 三〇 | 一般 |
| しゅうとのなやみ | 二・三 | 一一 | 一般 |

本多、田島さんら表彰さる

戸籍事務の承年勤続で

このほど市戸籍課主事、本多勇氏(四二)同、田島ちよ子さん(四二)は「十年以上戸籍事務に精励し、その成績は優秀である」と本多氏は福井地方方法務局長、田島さんは県戸籍事務協議会長から、それぞれ栄ある表彰を受けました。

なくそう

夏の交通事故!!

- ▽車を運転する時は、気持ちを落ち着けて速度違反、徐行違反などの違反をしないように。
- ▽道を歩くときは自動車やバイクに注意し右側通行をすること。
- ▽道で子供を遊ばせたり、物を置いたりしないこと。
- ▽自転車は左側端を通行し、十字路等でまわるときは手で合図すること。

(勝山警察署)

ものしり一家



わたしたちの郷土史

石巻市史

(1)

地球ができて長い長い時間を経て、人間がはじめて地球上に住むようになったのは、いまから五、六千万年の大昔である。と学者はいってあります。こんなユメのようなことは別にしておわたくしたちの勝山市に人間が住むようになったのは何時ごろでしょうか。

住みついてから五千年?

遷羽に住居跡

保存されないのにくらべて、石とか、骨とか、角のようなものは比較的ながく保存されますので、今日はこの岡でも石、骨、角等の存在により、人間の存在とその文化を語るようになつてきました。この中でも特に石器が重要なものとされていきます。石器というのは人間が金属を使うことを知らなかつた頃、石でいろいろの生活道具をつくりました。たとえば、物を切るために石斧、石剣をつくつたり、物をつぶすために石臼、石皿を

- 北郷町上野(石斧、御物石、石剣、石皿、土器) 檜谷谷、志比原(土器) 荒土町細野口(石斧、土器) 伊波(古墳?) 布市(石斧) 別所(石斧、御物石) 新在家(石斧、石剣) 野向町龍谷(石斧、土器、古墳?) 取丸(土器) 村岡町浄土寺(石斧、土器) 龍波(石斧) 寺尾(石斧、土器) 郡(石斧、土器) 平泉町(石斧、土器) 鹿谷町本郷(石斧、土器) 発城(石斧、土器) 遷羽町塙崎(石斧、石皿、鏡、石、土器、生土器)

特集

国民年金

昭和35年10月1日
発行所 勝山市役所
印刷所 山印
玉木印

国民年金はなぜできたか

官公庁や会社工場に勤めている人々には恩給とか厚生年金などの制度があり、ある程度勤めた場合はやめてから、恩給や年金を貰って楽しい老後の生活ができますが、農山村で働いていたり、商売をしている人々などには、こういった制度がありませんでした。

それに、文明の進歩は、人間の寿命を延ばしてゆくことは、大変なもので、今日では最早や不治の病は、殆んどなくなったとさえ言われております現在、我が国の統計からみて、老人（六十才以上）一人について、若い者（十五才から六十才まで）七人の割合ですが、過去の推移からして、数十年後には、驚くなかれ、老人一人につき、若い者二人ということになり、若い者にとっては養老の負担が大変なことになります。

一方戦後の家族制度の变革によって、親族扶養の觀念がとて薄くなってきたと、よくいわれ、老人の座も昔ほど坐り心地のよい安定したものではないこと、こうした長生きをしながら老後が心配されるということ、お互いが若いうちから、少しづつのお金を積立て、それに国からも援助してもらって、老後の所得保障により安心した暮しが出来るように、それに併せて、年寄りにならな

くても積立てをしていて間に不幸にして不具者になったり、又は小さな子供をかゝえ夫に死別した母子にも、多少なりとも生活の保障をして、国民皆が互に老後を守り、不幸な人々を助け合う相扶共済の社会保障制度が国民年金として生れてきたわけでありま



受け付けは10月1日から

届出は忘れぬうちに

◆必ず届け出なければならぬ人

（被保険者加入）
原則として来年四月一日で満二十才以上五十才未満の日本人
（明治四十四年四月一日より昭和十六年三月三十一日生れまでの人）

◆届けが出来ない人

本人が、恩給、厚生年金、各種共済組合などの制度に加入している人、及び現にこれらの恩給や、年金を貰える資格のある人

希望加入もある

サラリーマンの奥さんも

◆届けを任意に出来る人

- 1 恩給、厚生年金、共済組合等に加入している人の「配偶者」又は受給資格をもっている人の「配偶者」とか、これらの遺族年金の貰える人々
- 2 学生（夜間部、定時制、通信教育を受けている人は除く）
- 3 高年令の人で来年四月一日で五十才以上五十五才未満の人
（明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日生れまでの人）

ここで二つ考えよう

この年金制度は一般の人々には強制的に加入しなければならぬが、希望による任意で加入すればよい人はどうだろうか、もし加入していないと、万が一中途で不幸（不具者又は母子）があった場合、もちろん年金

は貰えず一生苦労しなければならぬことになる。

そこで、わずかな保険料金で済む事ですから、今後ひいては老後にそなえて、安心して生活が出来得るように、一応は加入することが得策だろうと思われま

れら任意による人は加入することが自由であるかわりに、又、脱退といつて、やめることも自由に出ることもなっております。

あつと、いふ忘れられると、高年令の五十才以上の任意希望の人は、来年三月三十一日までに申出でしないと、その後において加入しようと思つても出来ませんから、この好期を忘れないようにしなければなりません。

掛金はこうして

（保険料納付）

国民年金に加入された人は来年四月一日から保険料を納めることとなります。この保険料は毎月納めることが原則ですが、それでは大変面倒なことである。それで、三ヶ月分づつまとめて、市役所で完る国民年金印紙を買って、前に届出し後日に受けているそれ／＼自分々々の国民年金手帳にはりつけ、それから市役所はその手帳を檢認と言つて印紙のはりつけたところへ、スタンプのような判を押します。こうした方法で毎月／＼の保険料が納められていくことになります。

◆そこで納める

保険料金は

二十才から三十五才までは

月一〇〇円
月一五〇円

三十五才以上は
（各年令別の保険料総額は別表によりま

嫁入道具の一ツに

国民年金手帳

(前納)

保険料納付には、有利な前納制度が認められ、相当額割引してくれま。

例えば、二十才の人が六十才までの四十年間の保険料は毎月納めて「六三、〇〇〇円」になりませんが、これを前納により一べんに納めると「二三、五四〇円」で済む訳です。そうすると、お嫁にいくときなど前納した国民年金手帳をもっていくという、大変結構な事も考えられます。

そこで、前納には、何才の年齢の人でも六十才まで金額を一べんに納めてしまおうか、それでなければ十年以内を何年間分でも区切って、納められるようになっております。

生活困窮者には免除がされます (免除)

生活困窮者には

免除がされます

(免除)

保険料は次のような

- 1 生活保護法適用者
- 2 らい予防法適用者
- 3 障害年金又は母子福祉年金の受給権者

事情になった場合は納付する必要がありません。それに今一ツは所得が少ないとか

実績がものいう

年金制度

(追納)

この年金は六十才まで掛金すること、最高四十年間保険料を掛けていかなければならない事になっておりますが、途中で免除された期間があったり、又は来年四月から始まる関係上、各個人にしてみると六十才までには、保険料の掛け終った期間はまち／＼なことになるが、その期間に応じて、貰う年金の額も変わる事になっております。

それで……

前に述べた免除の規定は、免除を受けた人にとっては得をした事にならず、後日年金を貰う時それだけ年金額が少くなるわけですから……

免除の適用はできるだけ受け取らないで、少しでも多く保険料を納めることが肝腎です。

そこで……

止むを得ず免除を受けた場合は、後日生活が楽になり、保険料を再び掛けだすようになった時に、年金を少しでも多く貰うようにしておくために、前に免除されていた期間の分も、まとめて納めることが出来ることになっております。

お互に喜ぶべき

通算制度

今までは、それ／＼職場々々を単位として、厚生年金や共済組合法などが運用されてきたのでありますが、こんどこの国民年金制度が出来たことによって、この色々

もとめる幸福 もたらす年金

将来必ず年金額は引き上げられるか

四十年間保険料をかけて、六十才から貰える老令年金は月三、五〇〇円です。今日の経済状況ならまあ／＼といったところだけれど、四十年もさきの生活を考えればお話しにならないことになるのではないかと心配されると思います。この点は絶対に安心し

な制度を一本に通算して年金なり恩給を出そうということでありま。

なぜならば、これら各種年金制度は皆それ／＼二十年とか又は何年と云った受給資格を充たす加入年限があるわけですから、こうした定めの中にあつて、職業をかえたり、職場を変つたり、或るいは、新しく就職したり、又中途で退職するといったようなことで、いずれも中途半端な期間で受給資格がつかないのです。

このような、みじめな事情を解消するために、この国民年金をも含めて各制度の加入した期間を合計して年金が貰えるよう、いま具体的に関係者の間で準備を進めており、来年四月からは一斉に実施されることになっております。

福祉年金

年金をおぎなう

この国民年金制度は拠出制といって、保険料をかけることが中心であつて、現在すでに実施され支給されておりますのは「福祉年金」といって拠出制度の年金発足による補完的措置、つまり今後完全に軌道にのるまでのつなぎとして、また拠出制度の年金に高年齢で加入出来ない人又は加入し満たされなかつた場合を補うものとして設けられたのです。

福祉年金は、保険料をかけてもらう年金とは、金額も低く又いろいろな制限もあります。それに今後皆さんが保険料として納め積立てた資金とは関係なく金額面にてまかなわれることになっております。

勝山市における今年度の福祉年金の受給人員及びその金額は次の通りです。

老令福祉年金	一、二一〇人
一三、一五八、七三〇円	
障害福祉年金	一、一五五人
一、九六二、〇〇〇円	
母子福祉年金	八四四人
一、〇九七、三五〇円	
計	一六、二一八、〇八〇円

この国民年金の事務は民生課でやつておりますから、おわかりにならない点、きもんな点がありましたらいつでもお問い合わせ下さい。

この十月一日からそれまでの該当者は市役所まで出向いて、備え付けの用紙に必要事項を記入の上、自分の印鑑を押して提出することが原則になっておりますが、

おいていただき、届出書等がきた場合
△用紙がまちがってないか
△記載事項について誤りがな
いか又は
△加入しなければならぬ人
△任意に加入したい人たちに用紙がなかったり、い

これは便利な 届出方法

事項を記入の上、その届出書等を、区長さん又は町内会長さんを通じて、十一月頃に皆さんの宅へ伺い印鑑を押してもらうことにしたいと思ひますから、その節は、前もって、自分のこと及び家族のことについてよく研究して

んな間違いがありましたら、区長さんを通じてか又は本人自らでも、お知らせ下さい。尚任意該当者の方々に、全部申請書等をお送りしましたから、良く判断されました上、加入される人は印を押して下さるだけでよいので

すが、もし加入を希望しない人は、御面倒ですが事務整理上必要ですからその用紙の欄外に、「加入しない」と書いてその末尾に印を押して提出下さい。

届出る用紙は

各該当者毎に

様式が異なる

次の三種類によって届出等をする事になります。

1 強制加入に該当する人

2 五十才未満の人の任意加入に該当する人

3 五十才以上の任意加入に該当する人

4 遺児年金に該当する人

年金のいろいろと

そのあらまし

1 老令年金

原則として二十五年以上納めた人が六十才に達したときから支給されます。

但し保険料の免除を受けた人は最低十年まで短縮されます。又任意加入の五十才以上の人も納付は十

2 障害年金

最低三年以上保険料を納めた人が片手、片足を失った程度以上の障害になったときから支給されます。

3 母子年金

結婚して十年以上たった妻が老令年金の保険料の納入すべき期間

4 遺児年金

最低三年以上保険料を納めた両親に死別した十八才未満の子又は二十才未満の養子の子に支給されます。

5 寡婦年金

結婚して十年以上たった妻が老令年金の保険料の納入すべき期間

納めた夫と死別した場合にその妻に六十才から六十五才までの期間支給されます。

以上五種類の年金があり、これ

保険料のかけ捨てと

いうことではないか

途中で死亡した場合、今までの保険料が無駄になってしまうのではないかとありますが、しかし保険料を納めた人が死亡すると母子年金や遺児年金なり寡婦年金を受ける場合が多く、たとえば二十才で国民年金に入った人は百人のうち九十人の人がなんらかの形で年金をもらえるわけです。

国民年金は死亡保険ではなく、

「人生五十年」といわれた我が国の寿命も戦後著しく伸びて、現在では平均寿命が男六十七才、女七十一才となっております。

ところで、なぜこの

ように寿命が伸びてきたかといえ、たいがいのは、医学や衛生観念の進歩であるときめつけている、たしかにそれも一つの原因ではあるが、たゞそれだけではない。

日本人の平均寿命

急にのびた

のちの切れ目というところもある。経済的にめぐまれること、また老後の心配をなくすることが永生にたいして関係することは常識として考えられます。

とはいずれも保険料のかけた期間に応じて年金が支給され、金額は別表により、くわしくでております。

この世に生活していく人々に対するものを厚く考えるべきものなので、わずかのかけ捨てはやむを得ないので、国民感情としてかけ捨てを嫌う愛持が強いので死亡した場合に遺族に死亡一時金を支払う制度を厚生省で目下研究中です。これは解決する見込みです。

したがって、こんどの国民年金は永生の大きな種をまいたようなものとさえいわれております。前にのべた平均寿命はオギャーと生れた赤ちゃんからの計算であって、二十才の声をきく国民年金の保険料を納めた人では八割以上が六十才に達し老令年金がもらえることなのです。

尚六十才の声をきいた人の平均寿命は男七十七才、女七十九才といわれ、よって、老令年金のもたらえる期間は平均男十二年間、女十四年間となるわけでありす。

これはあくまでも現在の統計数とのことであって、今後益々寿命ののびることです。大変喜ばしい話であります。

国民年金早見表

昭和三十六年四月一日現在年令 (才)	保 険 料 納 付 期 間 (年)	保 險 料		支 給 さ れ る 年 金 額 (円)						
		毎月納めた場合 (円)	全額前納した場合 (円)	考 令 年 金		障害年金 1級の障害者には6,000円が加算される	母子年金 第二子以降1人4,800円が加算される 母の保険料(を納めた期間)による	遺児年金 第二子以降1人4,800円が加算される 父又は母の(保険料を納めた期間)による	か 婚 年 金 (60才から65才に達するまで)	
				()内は保険料納付済期間が14年未満の人が70才に達するまでの年金額						
				85才に達した日の翌月						
				通常の場合	最低の要件に該当する場合	障害認定日の翌月	夫死亡日の翌月	父又は母の死亡日の翌月	夫死亡日の翌月	
54~50	10	18,000	13,970	14,400 (9,600)	10	14,400 (9,600)	24,000	19,200	7,200	(夫の受けるべき老令年金額の二分の一)
49	11	19,800	15,000	14,400 (10,800)	10	14,400 (9,600)	24,000	19,200	7,200	
48	12	21,600	15,970	14,400 (12,000)	10	14,400 (9,600)	24,000	19,200	7,200	
47	13	23,400	16,900	14,400 (13,200)	10	14,400 (9,600)	24,000	19,200	7,200	
46	14	25,200	17,770	14,400	10	14,400 (9,600)	24,000	19,200	7,200	
45	15	27,000	18,600	15,000	10	14,400 (9,600)	24,000	19,200	7,200	
44	16	28,800	19,390	15,600	11	14,400 (10,800)	24,000	19,200	7,200	
43	17	30,600	20,130	16,200	12	14,400 (12,000)	24,000	19,200	7,200	
42	18	32,400	20,840	16,800	13	14,400 (13,200)	24,000	19,200	7,200	
41	19	34,200	21,510	17,400	14	14,400	24,000	19,200	7,200	
40	20	36,000	22,150	18,000	15	15,000	24,000	19,200	7,200	
39	21	37,800	22,750	18,200	16	15,600	24,000	19,200	7,200	
38	22	39,600	23,320	20,400	17	16,200	24,000	19,200	7,200	
37	23	41,400	23,860	21,600	18	16,800	24,000	19,200	7,200	
36	24	43,200	24,370	22,800	19	17,400	24,000	19,200	7,200	
35	25	45,000	24,860	24,000	20	18,000	24,000	19,200	7,200	
34	26	46,200	24,730	25,200	21	19,200	25,200	19,200	7,200	
33	27	47,400	24,620	26,400	22	20,400	26,400	19,200	7,200	
32	28	48,600	24,500	27,600	23	21,600	27,600	19,200	7,200	
31	29	49,800	24,400	28,800	24	22,800	28,800	19,200	7,200	
30	30	51,000	24,300	30,000	25	24,000	30,000	19,800	7,500	
29	31	52,200	24,200	31,200	25	24,000	31,200	20,400	7,800	
28	32	53,400	24,110	32,400	25	24,000	32,400	21,000	8,100	
27	33	54,600	24,020	33,600	25	24,000	33,600	21,600	8,400	
26	34	55,800	23,940	34,800	25	24,000	34,800	22,200	8,700	
25	35	57,000	23,860	36,000	25	24,900	36,000	22,800	9,000	
24	36	58,200	23,790	37,200	25	24,000	37,200	23,400	9,300	
23	37	59,400	23,720	38,400	25	24,000	38,400	24,000	9,600	
22	38	60,600	23,660	39,600	25	24,000	39,600	24,600	9,900	
21	39	61,800	23,590	40,800	25	24,000	40,800	25,200	10,200	
20	40	63,000	23,540	42,000	25	24,000	42,000	25,800	10,500	

(夫の受けるべき老令年金額の二分の一)